

- 出資法上限金利の引下げとグレーゾーン金利の解消

利息制限法の上限金利(年 15~20%)と出資法の上限金利(年 40.004%)の間はグレーゾーン金利と言われ、違法だが罰則がない。そこで、出資法の上限金利を現行の利息制限法の上限金利並に引き下げ、年 20%を上回る金利は罰則付きで明確に禁止する。

	現行	改正後
出資法	年 40.004%	年 20.002%(元本 10 万円未満) 年 18.0018% (元本 10 万円以上 100 万円未満) 年 15.0015%(元本 100 万円以上)
利息制限法	年 2 割(元本 10 万円未満) 年 1 割 8 分 (元本 10 万円以上 100 万円未満) 年 1 割 5 分(元本 100 万円以上)	同上